# § 設立の趣意書

< 低周波音被害者の権利の確立と低周波音被害の撲滅をめざして >

国が、社会が、低周波音被害の存在を知らせず、認めず、救わずにいたため、偏見と好奇の目にさらされ、誰からも援助を受けることなく、低周波音被害者は肉体的・精神的・経済的に苦しみ続けてきました。低周波音被害者の人権や被害の回復及び低周波音発生源に対して何の考慮も払わなかったためです。

騒音被害と低周波音被害の区別をせず、ヒトが全ての感覚を働かせて生きていることを考えることなく、気導音のみを対象とした感覚閾値を元に設定された"参照値"が大多数の低周波音被害者を見捨ててきました。低周波音被害者を救う法律も条令もなく、低周波音被害者の置かれている現状は、国連被害者人権宣言の精神からも程遠いものです。

「高度に発達した現代社会では、低周波音は日常的に発生し続け、誰もが加害者にも被害者にもなり得る以上、その実際を認め、低周波音被害の無い環境での生活を補償し、精神的支援など被害回復のための制度を創設することは、国や社会の当然の義務である」と考えます。また、その権利と回復制度の確立は被害者自身の問題として、支援者の方々に任せるだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

そのため私達低周波音被害者は、被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を伝え、低周波音被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に働きかけ、自らその確立を目指すため「低周波音症候被害者の会」を設立します。

「低周波音症候群被害者の会」のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生き ている社会を低周波音被害の無い当たり前の環境にするために、心と力を尽くします。

> 2007年8月13日 低周波音症候群被害者の会

# § 目的と活動

## 1 低周波音被害者の権利の確立

低周波音被害者は、公害被害の当事者でありながら救われるための法律も条令もありません。公のためだけではなく、低周波音被害者のための法がなければなりません。自分の住居で当たり前に穏やかに暮らせる権利を確立するため、被害者自身の体験や外国の調査研究を行い、その成果を国・社会に対して提案して実現をはかります。

## 2 被害回復制度の確立

低周波音が先進的な社会において必然的に発生する以上、その被害は被害者だけが負担すべきではな く、国や社会全体で負担すべきものです。そのための制度を調査研究し、実現をはかります。

#### 3 被害者への支援

## 3-1) 応相談

随時インターネット上で、低周波音被害者自身による無料の相談を受付けています。

### 3-2)事例研究会の開催

同じ問題を抱える被害者同士が語り合うことは、問題解決や精神的被害回復のために有効です。 そこで低周波音被害事例研究会を開催しています。

#### 4 啓発活動

全ては事実を知らせることから始まります。低周波音被害者の実状を国や社会に伝え、低周波音被害に対する社会認識の改善をはかります。

#### 5 シンポジウムの開催

低周波音被害を巡る諸問題や、権利と被害回復制度についての研究を深め、提言を行うためのシンポ ジウムを開催します。

#### 6 広報

会の活動内容や研究調査結果の報告、法律の解説などを行うために、随時会報を発行しています。